

# 第13回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年 6月27日(木) 午後 4時00分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年 6月27日(木) 午後 4時00分
2. 閉会時間 令和 6年 6月27日(木) 午後 4時32分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 16名
  - 1番 北浦 守金
  - 2番 田上 豊
  - 3番 森 浩則
  - 4番 稲田 勝
  - 5番 水本 正一郎
  - 6番 林田 靖仁
  - 7番 田浦 秀子
  - 8番 尾崎 栄
  - 9番 松崎 慎太郎
  - 10番 入江 敏昭
  - 11番 森本 勝也
  - 12番 米田 公明
  - 13番 北尾 健一郎
  - 14番 祐田 久男
  - 15番 林田 了星
  - 16番 太田 武春
  - 17番 金子 利範
  - 18番 廣瀬 光徳
  - 19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 0名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
  - 杉谷 酒井 和
  - 東空閑 柴田 利明
7. 報告事項
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
  - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第3号 農地台帳登載申請について
8. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3号議案 非農地証明願について
  - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

議長

ただ今より、第13回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、5件 6筆 3, 680平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、3件 11筆 9, 877平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 2筆 168.15平方メートルの申請がありました。

現地確認は …… 農業委員に確認していただきました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆

1, 047平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、3,332平方メートルで、農機具は、耕運機4台、消毒機1台、草刈機2台、軽トラック1台、管理機3台、動噴2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、妻と農業を営んでおり申請地も含め、ジャガイモ、胡瓜、玉葱、柿、みかんを作付けし、通作距離は自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、申請地 280平方メートルを譲り受け、駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域内であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地及び宅地、東側は農地、南側は雑種地、西側は道路となっております。

盛土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで申請地578平方メートルを借り受け、資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。  
ただ今、説明がありました。第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで、申請地568平方メートルを譲り受け、木造平屋建の住宅兼事務所を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものに該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側、東側、南側は農地、西側は道路となっております。

盛土及び切土により造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、4番に記載のとおりで申請地321平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜枳へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集5ページ、5番に記載のとおりで申請地1,793.27平方メートルを借り受け、事務所兼倉庫建設及び駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、島原道路のインターチェンジから概ね300m以内であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、昭和年月日不詳頃から、雑木が繁茂し山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側は山林、南側は道路、西側は山林となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。  
ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(北浦 守金 会長)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、平成2年10月5日頃から山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は宅地、西側は農地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。  
ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、平成2年10月5日頃から、宅地(倉庫用地)として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は山林、東側は農地、南側は道路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、昭和年月日不詳頃から雑種地になります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は水路、東側は道路、南側は農地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの4番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、5番に記載のとおりで、平成年月日不詳頃から、雑木・雑草が生い茂っていたが、現在は伐採し雑種地（家庭菜園）として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は水路、東側は農地、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの5番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの6番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、6番に記載のとおりで、昭和62年月日不詳頃から宅地（畜舎用地）になっています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの6番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は水路、東側は農地、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の6番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの6番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから11ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 10件 28筆 23,350.92平方メートル、耕作権の再設定 9件 36筆 23,952.00平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 12ページに記載のとおりで、3件 4筆 2,411.00平方メートルです。

合計で22件 68筆 49,713.92平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

次に、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の13ページから14ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、39筆、32,577.92平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、12名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請

してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第13回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。  
これで、第13回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時32分